



ロイヤルスイミングクラブ 《会則》

第1条 (名称)

本クラブはロイヤルスイミングクラブ（以下本クラブという）と称します。

第2条 (所在地)

本クラブは大阪市北区中之島5丁目3番68号リーガロイヤルホテル内におきます。

第3条 (運営・管理)

本クラブは株式会社ロイヤルホテル（以下会社という）が会則及び細則を定め、運営・管理にあたります。

第4条 (目的)

本クラブの目的は、会員が本クラブ内の施設を利用し、健康維持及び増進を図るとともに品格ある社交施設となすことを目的とします。

第5条 (会員の種類)

本クラブは会員制とし、本クラブの趣旨に同意し申し込みをした方のうち、会社が認めた方をロイヤルスイミングクラブ会員（以下会員という）とします。会員は別途定める年会費をお支払い頂きます。

会員の種類は次の通りとします。

- ①男性会員 男性で個人を対象とします。
- ②女性会員 女性で個人を対象とします。
- ③法人会員 法人を対象とし登録利用者を記名式とします。
- ④1年会員 転勤などのため、長期の利用の見通しが困難な場合、会社の承認を経てこの会員となれます。尚、この会員は個人を対象とし入会金、入会保証金は不要です。

第6条 (入会資格)

本クラブの入会資格は次の通りとします。

- ①日本在住の満18歳以上の方
- ②身体活動を自ら管理できる方
- ③会員にふさわしい品格と社会的信用のある方
尚、身体に刺青、タトゥーのある方、暴力団員又はこれの支配下にあるもの、その他本クラブ会員としてふさわしくない方は入会出来ません。入会されましたもこれらの事由に該当することが判明した場合は入会を取消します。

第7条 (入会手続)

本クラブに入会を希望する方は入会申込書を提出頂き、会社の承認を得た上、入会手続を行って頂きます。会社は、入会時にお支払い頂く諸費用の入金を確認後、会員に対し入会保証金証書及び会員証を発行します。会員証の発行により会員となります。

第8条 (入会金)

会員は入会時、会社に対し入会金をお支払い頂きます。
一旦入金された入会金は、理由の如何を問わず返還しません。

第9条 (入会保証金)

1. 会員は入会時、会社に対し入会保証金をお預け頂きます。入会保証金は無利息とし、入会時より7年間据置とします。但し、天災地変、その他やむを得ぬ事情があるときは据置期間を延長する場合があります。尚、据置期間経過後は、退会の申し出等があったときに、これを返還します。
2. 会社は預かった入会保証金の全部又は一部を、何時でも会員が会社に対して負っている債務の弁済に充当することが出来るものとします。この場合、会員は弁済に充当・相殺の通知を受けた後、1週間以内に弁済充当額相当額を会社に入会保証金の補填金としてお支払い頂きます。尚、1週間以内に補填がなされない場合は、会則第12条第4号により除名処分とさせていただきます。
3. 会員は入会保証金について有する権利を担保に供したり、譲渡その他の手段で処分することは出来ません。

第10条 (会員資格の喪失及び入会保証金返還の特例)

会員が次の各号の一つに該当したときは会員資格を喪失するものとし、この場合前条の据置期間内であっても細則第7条により入会保証金を返還します。但し、個人会員は6号を除き、法人会員は1号2号を除く。

- ① 死亡
- ② 傷病等による退会
- ③ 転勤、転居、その他自己都合による退会
- ④ 除名
- ⑤ 破産宣告
- ⑥ 法人の解散、法的整理又は内整理

第11条 (年会費)

会員は会社に対し年会費をお支払い頂きます。

第12条 (会員資格の一時停止及び除名)

会社は、会員（法人会員の登録利用者含む）が次の各号の一つに該当すると認めた場合、1年以内の期間を定めて会員資格の一時停止又は除名するものとします。

- ①本クラブの会費、その他の支払いを3ヶ月以上遅滞したとき、又は会社に対する支払いを遅滞したとき
- ②本クラブへの届出住所、連絡先に連絡しても3ヶ月以上連絡不能となったとき
- ③本クラブ施設を故意に破損したとき
- ④法令、会社の定める規則、本クラブの会則・細則に違反したとき
- ⑤入会申込書の記載に偽りがあったとき
- ⑥本クラブの名誉を傷つけ、又は秩序を乱したとき
- ⑦会員としての品位を損なうと認められる非行、その他公の秩序もしくは善良なる風俗に反する行為をする恐れがあるとき、又は同行をしたと認められるとき
- ⑧暴力団員もしくはこれの支配下にあるものを同伴したとき
- ⑨暴力団員もしくはこれの支配下にあるものに本クラブを利用させたとき
- ⑩その他本クラブ会員として不適格と会社が判断したとき

第13条 (会員資格の譲渡及び名義変更)

1. 会員資格の譲渡は、会則第10条第1号乃至第3号の原因が生じた場合、次の範囲内で名義変更を認めます。但し、会則第6条に該当する方とします。（1年会員を除く）
 - ①男性会員 会員の配偶者及び直系2親等内の満18歳以上の方
 - ②女性会員 会員の配偶者及び直系2親等内の満18歳以上の方
 - ③法人会員 同一法人内の満18歳以上の方
2. 前項の名義変更手続には、細則に定める名義変更料の他、入会保証金差額（当該名義を変更しようとする会員の入会保証金と現行入会保証金の差額）が必要です。
3. 名義変更の際に、会則第7条に定める入会手続が必要です。
4. 入会保証金は、その全額について、名義変更後7年間据置とします。（法人会員を除く）

第14条 (退会)

会員が本クラブを退会しようとする場合、所定の手続用紙を提出頂きます。尚、保証金の返還については第9条に従い手続をさせていただきます。未納金がある場合には精算して頂きます。その他会社に対し支払うべき債務がある場合にお支払いがないときは、入会保証金と相殺させていただきます。

第15条 (休会)

1. 会員は長期出張、海外勤務、傷病等やむを得ない事情により1年以上本クラブを利用出来ない場合は、所定の休会届及び事由証明書を出し会社の承認を得て休会することが出来ます。但し休会期間は最長2年間までとし、その期間中は1年につき年会費の4ヶ月の会費を前納するものとします。尚、休会届及び事由証明書は事前又はその事由発生後10日以内に提出して頂きます。
2. 前項以外の方法による会員申し出に係る休会はお受け出来ません。

第16条 (会員証)

会社は、会員に対し会員証を交付します。会員は、本クラブの施設を利用されるときには常に会員証を携帯し、係員が求めたときは提示して下さい。又、会員証を他人に譲渡したり、貸与したりすることは出来ません。

第17条 (ビジター等)

1. 会社は施設の利用状況を判断して、会員同伴ビジター、ロイヤルヘルスクラブ会員、リーガロイヤルホテルの宿泊者及び会社が認める方には施設を利用させることがあります。
2. ビジターは会社が認めた場合、会員1名につき3名まで会員と同伴の上、施設を利用することが出来ます。
3. 会社が企画する催事、水泳教室等に参加する方に施設を利用させることがあります。
4. 本条に定める利用者は会社に対し利用料をお支払い頂きます。
5. ビジターについては3歳未満のご利用はお断りします。

第18条 (施設の廃止、利用制限)

1. 緊急事態の発生、地震、洪水等の天災、施設の点検、補修、増改築、特別行事等を行う場合には本クラブ施設の全部又は全部の利用を制限し、あるいはこれらを一時休止もしくは廃止することがあります。本クラブが廃止されたときは、本クラブ及びその付帯施設に関する利用契約は終了します。
2. ①会社の都合又は地震もしくは洪水等により本クラブの施設の全部を1ヶ月以上休止する場合は、その月数に応じ支払済の会費を返還します。但し、1ヶ月未満の日数については返還しません。
②本クラブが廃止されたときは入会保証金を返還するとともに廃止された日の属する月の翌月以降の支払済会費を返還します。

第19条 (責任事項)

1. 本クラブにおいて発生した盗難、負傷等の事故について会社は一切の責任を負いません。
2. 会員はビジターを同伴した場合、そのビジターの本クラブ内における行為及び本クラブに対する支払い等一切について連帯責任を負うものとします。
3. 会員は会社の定める規則、会則もしくは細則に違反して本クラブに損害を与えた場合、それによって生じた一切の損害を弁償するものとします。

第20条 (会員に対する通知、連絡、催告)

会員に対する通知、連絡、催告（以下通知等という）は会員の本クラブへの届出の住所又は連絡場所に対し行うものとし、通知等の不受理、不到達の場合においても通常その通知等の到達すべかりし時に到達したものとみなします。この取り扱いには細則に基づく通知等にも準用されます。

第21条 (細則)

会則に定めのない事項については会社が細則を制定しこれに定めます。

第22条 (会則及び細則の改正)

会則及び細則の改正は、会社の定めるところによるものとし、会員に通知の上、その改正の効力はすべての会員に及ぶものとします。